

西宮市障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、日常生活に必要な障害福祉サービス等の提供を維持するために要する経費について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等については、別表に掲げるとおりとする。

(実施計画書の提出等)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下、「事業者」という。）は、市長が別に指定する日までに実施計画書（様式第1号）及び市長が別に定める必要書類を提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 事業者は、市長が別に指定する日までに規則第7条に基づき交付申請を行わなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、申請書に代えて市長の指定する方法により申請を行うことができる。

2 補助金の交付申請を行うに当たって、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請が行われた場合、関係書類を審査し適正と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、その旨を申請者あて補助金交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。
- 3 市長は、予算の都合上等の必要がある時は、その内容を申請に係る事項について修正を加えて交付決定をすることができるものとする。

- 4 前項の規定により修正を加えて交付決定をするときは、事業者が行う事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。
- 5 第1項の通知を受けた事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。また、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の通知を受けた事業者は、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に規則第9条に基づき申請の取下げをすることができる。

（補助事業の着手及び着工の届出）

第7条 事業者は補助事業に着手したときは、その旨を届け出なければならない。

- 2 事業者は補助事業に着工したときは、その旨を届け出なければならない。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第8条 事業者は補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則第11条に基づき補助事業等変更等申請書を市長に提出しその承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、補助金交付決定内容変更承認通知書又は補助事業中止（廃止）承認通知書により、事業者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第9条 事業者は第5条の規定により通知された金額（以下「交付決定金額」という。）の変更を受けようとするときは、市長が別に指定する日までに補助金変更交付申請書（様式第2号）及び市長が別に定める必要書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第5条の規定に準じ交付決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書により、事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 事業者は事業等終了後規則第14条に基づき、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、報告書に代えて市長の指定する報告を行うことができる。

(額の確定)

第 11 条 市長は規則第 15 条に基づき、前条の規定により提出のあった補助事業等実績報告書を審査し、適正と認めたときは、事業者あてに補助金等確定通知書により通知するものとする。

(交付の請求)

第 12 条 事業者は補助金の交付を受けようとするときは、規則第 17 条に基づき、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、請求書に代えて市長の指定する方法により交付請求を行うことができる。

(交付決定の取消)

第 13 条 市長は、事業者が規則第 18 条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はその他市長が定める事項に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は前項により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合、事業者に補助金交付決定取消通知書により通知する。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金等が既に交付されているときは、規則第 19 条に基づき補助金等返還命令書により、事業者に対し、その返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第 9 条第 2 項の規定により変更額を決定し、既に交付している補助金を返還させる場合及び第 11 条の規定により事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている補助金を返還させる場合について準用する。

(補足)

第 15 条 市長及び事業者は、補助金等の交付等に関し、国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

2 市長及び事業者は、補助金等の交付等に関し、兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則 この要綱は令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 3 年 2 月 22 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 4 年 2 月 24 日から施行する。

- 付 則 この要綱は令和4年6月1日から施行する。
- 付 則 この要綱は令和4年9月30日から施行する。
- 付 則 この要綱は令和4年12月20日から施行する。
- 付 則 この要綱は令和5年4月1日から施行する。
- 付 則 この要綱は令和5年5月8日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症に係る感染者へのサービス提供継続等協力金
補助事業の目的	指定障害福祉サービス等を利用している障害者等が、新型コロナウイルス感染症の感染者と判明した場合において、本来であれば入院を必要とするところ、入院調整等に期間を要し、やむを得ず在宅生活を継続する必要がある場合であって、入院するまでの間も、日常生活に必要な障害福祉サービス等を確保するため、指定障害福祉サービス等を行う指定障害福祉サービス事業所等及び、サービス従事者を支援することで、安定的なサービス提供体制の維持を図る。
補助事業の対象となる者	<p>（1）サービス提供継続支援事業</p> <p>令和5年4月1日以降（ただし、市長がやむを得ないと認める場合は令和4年4月1日以降）令和5年5月7日までに、市内に居住する感染者に対して、日常生活を維持するために必要な障害福祉サービスを、以下の条件を全て満たしたうえで、居宅内または感染者が居住する施設の居室等において継続して提供した指定障害福祉サービス事業所等（※）を、運営する法人等及び当該サービス提供に従事した者。</p> <p>①当該指定障害福祉サービス事業所等が、利用者が感染者と認知した後もなお、国が定める療養期間のうち、入院までに生活に必要なサービスを確保するため、可能な限りにおいて感染防止対策を行い、サービスを提供すること。</p> <p>②感染の判明以降、サービス担当者間等でサービス継続の必要性を再検討し、なお、生活に必要と認められるサービスを提供すること。</p> <p>③感染者に対してサービス提供を行うことをあらかじめ市に報告すること。やむを得ない事情により、市への報告前にサービス提供を行う場合においては、サービス提供後に速やかに市に報告を行うこと。</p> <p>④感染防止対策を行いつつ、可能な限りにおいて利用者の健康観察（安否確認、顔色、発汗、体温等の健康状態のチェック）を行い、市が求めた場合や、異変が認められる場合には速やかに市に報告すること。</p> <p>（2）健康観察実施支援事業</p> <p>令和5年4月1日以降（ただし、市長がやむを得ないと認める場合は令</p>

	<p>和4年4月1日以降）令和5年5月7日までに、市内に居住する感染者に対して、市の依頼を受け、以下の要件の条件を満たしたうえで、利用者の健康観察を行った当該感染者のサービス等利用計画を作成している指定計画相談支援事業所を運営する法人及び健康観察を実施した者（居宅を訪問して実施した場合に限り、電話等により実施した場合は除く）</p> <p>①当該指定計画相談支援事業所が、国が定める療養期間のうち、市の依頼を受けた日から入院までの期間に感染者に対して毎日健康観察を行うこと。</p> <p>②居宅への訪問（電話等により健康観察が可能と判断した場合は当該方法）により利用者の健康観察（安否確認、顔色、発汗、体温等の健康状態のチェック）を毎日行い、市に報告すること。</p> <p>※指定障害福祉サービス事業所等は別表2に定める。</p>
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>—</p>
<p>補助金の額</p>	<p>（1）サービス提供継続支援事業</p> <p>①指定障害福祉サービス事業所等 感染者1人あたり100,000円（指定障害福祉サービス事業所等のうち障害者支援施設等（※）について、同一事業所で複数の感染者が発生した場合にあっては、別表4のとおりとする。ただし、集団感染の終息後に再び感染者が発生した場合は、再度申請できる。）</p> <p>②感染者へのサービス提供に従事した者 当該従事者1人あたり日額10,000円</p> <p>（2）健康観察実施支援事業</p> <p>①指定計画相談支援事業所 感染者1人あたり100,000円</p> <p>②感染者への健康観察を実施した者（居宅を訪問して実施した場合に限り、電話等により実施した場合は除く） 当該実施者1人あたり日額10,000円</p> <p>なお、（1）サービス提供継続支援事業及び（2）健康観察実施支援事業のいずれか一方の事業の対象となった場合は、もう一方の事業の対象としない。</p> <p>※障害者支援施設等は別表3に定める</p>
<p>適用除外する項目</p>	<p>第3条 第4条第2項 第5条第5項 第7条</p>

	第10条 第11条 第15条第2項
その他	<p>感染者へのサービス提供に従事した者にかかる協力金の支給においても、申請手続き及びその受領について、原則として運営法人等が従事者より書面により委任を受け行うものとする。</p> <p>当該補助事業は令和2年12月1日から適用する。</p> <p>当該補助事業は令和3年4月1日から適用する。</p> <p>当該補助事業は令和4年1月28日から適用する。</p> <p>当該補助事業は令和4年4月1日から適用する。</p> <p>当該補助事業の対象となる者については令和4年9月7日から適用する。但し、これらの日から令和4年9月30日までの間に、令和4年9月30日施行による改正前の別表の規定を適用すべき特別の事情があると認められるときの補助金の交付については、市長が別に定めるところによる。</p> <p>当該補助事業は令和4年12月20日から適用する。</p> <p>当該補助事業は令和5年4月1日から適用する。</p>

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日： <hr/>
	必要書類： <hr/>
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日： <hr/>
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類： <hr/>
	市長の指定する方法： <hr/>
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第13条関係	市長が定める事項：なし。

別表 2

1 区分	2 対象事業所
指定障害福祉サービス事業所等	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者包括支援事業所、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、地域定着支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、移動支援事業所、訪問入浴サービス事業所、日中一時支援事業所、福祉ホーム事業所

※ 上表に関わらず、障害者支援施設等に併設されている事業所において、併設の施設と一体で集団感染が発生した場合においては、当該事業所は併設の施設と一体の障害者支援施設等とみなす。

別表 3

1 区分	2 対象事業所
障害者支援施設等	障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉ホーム事業所

別表 4

感染者人数（※）	支給額
1人以上6人未満	感染者1人あたり100,000円
6人以上11人未満	600,000円
11人以上16人未満	700,000円
16人以上21人未満	800,000円
21人以上26人未満	900,000円
26人以上	1,000,000円

※ 感染の判明以降にサービス提供をした感染者に限る

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査等受診支援事業
補助事業の目的	障害者支援施設等・短期入所系サービス事業所において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、施設内での感染状況を速やかに把握することによって障害福祉サービスの提供体制を維持するため、職

	員や利用者の検査費用を支援することで、安定的な障害福祉サービス提供体制の維持を図る。
補助事業の対象となる者	次に掲げる障害者支援施設等(※)・短期入所系サービス事業所(※)を、市内において運営する法人等。 ① 職員又は利用者に感染者が発生した障害者支援施設等または短期入所系サービス事業所で、事業を継続するために当該感染者と接触が疑われる職員及び現に入所する利用者に新型コロナウイルス感染症における抗原検査等を行う事業所 ② その他、市長が必要と認める障害者支援施設等・短期入所系サービス事業所 ※に該当する障害者支援施設等・短期入所系サービス事業所は別表5に定める。
補助事業の対象となる経費	障害者支援施設等・短期入所系サービス事業所において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、施設内での感染状況を速やかに把握することによって障害福祉サービスの提供体制を維持することを目的に行う職員や利用者の抗原検査等に要する費用。ただし、あらかじめ市に報告し、事前協議の上で行った検査に限る。
補助金の額	令和5年4月1日以降(ただし、市長がやむを得ないと認める場合は令和4年4月1日以降)に実施した検査に要した助成額は以下の通りとする。 1 検体あたり6,000円と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、連続して複数回の抗原検査等を実施した場合であっても、2回目以降の検査は原則として助成対象としない。ただし、障害者支援施設等・短期入所系サービス事業所において集団感染が発生した場合において、職員や利用者の一斉検査を行う場合など、市が特に必要と認める場合で、集団感染が終息するまでの間に、連続して複数回の抗原検査等を実施する場合にあっては、市が認める範囲で検査数に応じた助成を行うことができる。 障害福祉サービス等報酬及び国、他の地方公共団体の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。
適用除外する項目	第3条 第4条第2項 第5条第5項 第7条 第15条2項
その他	当該補助事業は令和2年4月1日から適用する。

	当該補助事業は令和3年4月1日から適用する。 当該補助事業は令和4年4月1日から適用する。 当該補助事業は令和5年4月1日から適用する。
--	----------------------------------------------------------------------------

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日： 別途通知する
	必要書類： 別途通知する
第10条関係	規則第14条 指定期日：
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類：
	市長の指定する方法：なし
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし
第13条関係	市長が定める事項： なし。

別表5

1 区分	2 対象事業所
短期入所系サービス事業所	短期入所事業所、日中一時支援事業所
障害者支援施設等	障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉ホーム事業所

別表（第2条関係）

補助事業名	障害福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業
補助事業の目的	職員又は利用者に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した指

	<p>定障害福祉サービス等事業者が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な指定障害福祉サービス等を継続して提供するための支援を行うことで、安定的な障害福祉サービス等提供体制の維持を図る。</p>
<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業 令和5年4月1日以降（ただし、市長がやむを得ないと認める場合は令和4年4月1日以降）、次に掲げる障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。※1）を、市内において運営する法人等（令和4年4月1日から令和5年5月7日までの場合）</p> <p>①利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。</p> <p>②濃厚接触者に対応した施設・事業所（別表7の対象サービス種別「No. 11～No. 23」に限る）</p> <p>③市から休業要請を受けた事業所（別表7の対象サービス種別「No. 1～No. 11」に限る）</p> <p>④発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件（※2）のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（以下「障害者支援施設等」という。①、②の場合を除き、別表7の対象サービス種別「No. 12～No. 15」に限る）</p> <p>⑤①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所（別表7の対象サービス種別「No. 1～No. 10」に限る）ただし、通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合に限る（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）</p> <p>(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業 令和5年4月1日以降（ただし、市長がやむを得ないと認める場合は令和4年4月1日以降）に、次に掲げる事業所の利用者の必要な障害福祉サービス等を確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所を市内において運営する法人等</p> <p>①(1)の①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所</p> <p>② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所</p>

※1 「施設・事業所」については別表6に定める。

※2 「一定の要件」とは「新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等受診支援事業」の対象とならない場合であって、下記の要件に該当する場合のことを指すものである。

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感など）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会后、面会に来た家族等が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所（居）者

など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査（自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を提出したものに限り）

※なお、感染者が確認された場合には、本事業の対象とならない。
（令和5年5月8日以降の場合）

①利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※ 職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し職員が不足した場合を含む。

②感染者と接触があった者に対応した施設・事業所（別表7の対象サービス種別「No. 11～No. 23」に限る）

③感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件（※2）のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（以下「障害者支援施設等」という。①、②の場合を除き、別表7の対象サービス種別「No. 12～No. 15」に限る）

④①以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所（別表7の対象サービス種別「No. 1～No. 10」に限る）ただし、通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合に限る（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

	<p>(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業</p> <p>令和5年4月1日以降(ただし、市長がやむを得ないと認める場合は令和4年4月1日以降)に、次に掲げる事業所の利用者の必要な障害福祉サービス等を確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所を市内において運営する法人等</p> <p>① (1)の①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所</p> <p>② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所</p> <p>※1「施設・事業所」については別表6に定める。</p> <p>※2「一定の要件」とは「新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等受診支援事業」の対象とならない場合であって、下記の要件に該当する場合のことを指すものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者と同居する職員 ・面会后、面会に来た家族等が感染者又は感染者と接触があった者であることが判明した入所(居)者など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。 <p>①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等</p> <p>②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査(自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を提出したものに限り)</p> <p>※なお、感染者が確認された場合には、本事業の対象とならない。</p>
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業</p> <p>令和5年4月1日以降(ただし、市長がやむを得ないと認める場合は令和4年4月1日以降)に、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、サービスの継続に必要な以下の経費。</p> <p>(令和4年4月1日から令和5年5月7日までの場合)</p> <p>○①～③に該当する施設・事業所等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(上記「補助事業の対象となる者」※2に該当する場合で、障害者支援施設等に限り) ・施設・事業所の消毒・清掃費用

・感染症廃棄物の処理費用・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限り)

・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用・代替場所の確保費用(使用料)

・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金

・代替場所や利用者宅への旅費・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用

・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

○④に該当する施設・事業所等の場合

・一定の要件に該当する自費検査費用

○⑤に該当する施設・事業所等の場合の場合(居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用)

・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用・代替場所の確保費用(使用料)

・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金

・代替場所や利用者宅への旅費・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用

・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限り。

(令和5年5月8日以降の場合)

○①、②に該当する施設・事業所等の場合

・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(上記「補助事業の対象となる者」※2に該当する場合で、障害者支援施設等に限り)

・施設・事業所の消毒・清掃費用

・感染症廃棄物の処理費用・感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限り)

・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用・代替場所の確保費用(使用料)

・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金

・代替場所や利用者宅への旅費・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助

	<p>助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） <p>○③に該当する施設・事業所等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件に該当する自費検査費用 <p>○④に該当する施設・事業所等の場合の場合（居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） <p>※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。</p> <p>（2）障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業</p> <p>令和5年4月1日以降（ただし、市長がやむを得ないと認める場合は令和4年4月1日以降）に、必要な障害福祉サービス等を確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等を行うことに要した以下に掲げる経費。</p> <p>○利用者受入や職員の応援派遣に係る費用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用
補助金の額	<p>事業所・施設ごとに、基準単価（※）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>また、1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。</p> <p>1事業所・施設に（1）と（2）両方を助成することができる。</p> <p>障害福祉サービス等報酬及び国、他の地方公共団体の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。</p> <p>なお、（1）①～④及び（2）について、特別な事情により基準単価を超える必要がある事務所・施設については、個別協議を実施し、市が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p> <p>※基準単価は別表7に定める。</p>
適用除外する項目	<p>第3条 第7条</p>

	第15条第2項
その他	<p>当該補助事業は令和3年4月1日から適用する。</p> <p>当該補助事業は令和4年4月1日から適用する。</p> <p>当該補助事業は令和3年4月1日から適用する。</p> <p>当該補助事業は令和4年4月1日から適用する。</p> <p>当該補助事業は令和5年4月1日から適用する。</p> <p>当該補助事業は令和5年5月8日から適用する。</p>

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第13条関係	市長が定める事項：なし。

別表6

1 区分	2 対象事業所
施設・事業所等	<p>生活介護事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所障害者支援施設、共同生活援助事業所、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、自立生活援助事業</p>

	所、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所
--	-----------------------------------------------------------------------

別表 7

(単位：千円)

			(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業	(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	
		事業区分	①利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ・対象サービス：No. 1 から No. 27 ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所 ・対象サービス：No. 11 から No. 23 ③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く） ・対象サービス：No. 12 から No. 15	⑤ ①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所（※3） ・対象サービス：No. 1 から No. 10	
		サービス種別（※1）		① (1)の①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所 ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所（※4） ・対象サービス：No. 1 から No. 27	
分類	N 0	サービス名			
通所系	1	療養介護	1,978/事業所	1,978/事業所	989 事業所
	2	生活介護	631/事業所	631/事業所	316/事業所
	3	自立訓練 (機能訓練)	288/事業所	288/事業所	144/事業所

	4	自立訓練 (生活訓練)	228/事業所	228/事業所	114/事業所
	5	就労移行支援	221/事業所	221/事業所	110/事業所
	6	就労継続支援A型	279/事業所	279/事業所	140/事業所
	7	就労継続支援B型	294/事業所	294/事業所	147/事業所
	8	児童発達支援	271/事業所	271/事業所	136/事業所
	9	医療型児童発達支援	172/事業所	172/事業所	86/事業所
	10	放課後等デイサービス	257/事業所	257/事業所	128/事業所
	11	短期入所	146/事業所	-	73/事業所
入所・居住系	12	施設入所支援	1,013/事業所	-	506/事業所
	13	共同生活援助(介護サービス包括型)	335/事業所	-	167/事業所
	14	共同生活援助(日中サービス支援型)	259/事業所	-	129/事業所
	15	共同生活援助(外部サービス利用型)	150/事業所	-	75/事業所
訪問系	16	居宅介護	107/事業所	-	41/事業所
	17	重度訪問介護	175/事業所	-	67/事業所
	18	同行援護	60/事業所	-	23/事業所
	19	行動援護	106/事業所	-	41/事業所

	20	就労定着支援	35/事業所	-	17/事業所
	21	自立生活援助	19/事業所	-	9/事業所
	22	居宅訪問型 児童発達支援	30/事業所	-	11/事業所
	23	保育所等訪問	35/事業所	-	13/事業所
相談系	24	計画相談支援	50/事業所	-	25/事業所
	25	地域移行支援	36/事業所	-	18/事業所
	26	地域定着支援	38/事業所	-	19/事業所
	27	障害児相談支援	37/事業所	-	18/事業所

※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

※3 「当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用者の居宅においてサービスを提供している場合を指す。

※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。